

議発第 1 号議案

豊川市議会委員会条例の一部改正について

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 3 月 2 2 日提出

提出者 豊川市議会議会運営委員長 奥 澤 和 行

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊川市議会委員会条例（平成 1 7 年豊川市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数） 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。 （1）総務委員会 8 人 ア～ウ（略） エ 財務部の所管に関する事項 オ～カ（略） （2）～（5）（略）</p>	<p>（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数） 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。 （1）総務委員会 8 人 ア～ウ（略） エ～オ（略） （2）～（5）（略）</p>

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、市の組織機構改革に伴い所要の規定の整備を行う必要があるからである。